



2023年3月28日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エス・ビー  
代表者名 代表取締役社長 近藤 雅彦  
(コード番号：3480 東証プライム市場)  
問合せ先 上級執行役員経営財務統括部長  
兼経営管理部長 大仲 賢一  
(TEL. 075-341-2728)

### 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日付で会社法第370条及び当社定款第26条（取締役会の決議の省略）に基づき、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年4月19日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 47,200株
(3) 処分価額	1株につき 4,230円
(4) 処分総額	199,656,000円
(5) 処分予定先	・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口） 35,400株（149,742,000円） ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口） 11,800株（49,914,000円）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年12月14日開催の取締役会及び2023年1月26日開催の株主総会において、当社の役付取締役及び本部長を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「取締役」という。）を対象に、新たな株式報酬制度「役員報酬B I P信託」（以下、「B I P信託」という。）の導入を決議しております。

また、2022年12月14日開催の取締役会において、当社従業員（国内非居住者を除く。以下、「対象従業員」という。）を対象に、従業員インセンティブプラン「株主付与E S O P信託」（以下、「E S O P信託」という。）の導入を決議しております。

B I P信託及びE S O P信託の概要は、2022年12月14日付公表の「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び「株式付与E S O P信託導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P信託及びE S O P信託の導入に伴い、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結するB I P信託契約及びE S O P信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与E S O P信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、B I P信託及びE S O P信託の株式交付規程に基づき信託期間中に取締役及び対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.44%（小数点第3位を四捨五入、2022年10月31日現在の総議決権個数104,798個に対する割合0.45%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式はB I P信託及びE S O P信託の株式交付規程に従い取締役及び対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### <各信託の概要>

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	（B I P信託）取締役に対するインセンティブの付与 （E S O P信託）対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱U F J信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	各信託対象者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2023年4月14日（予定）
信託の期間	2023年4月14日～2027年3月31日（予定）
制度開始日	2023年4月14日
議決権行使	（B I P信託）行使しないものとします。 （E S O P信託）信託管理人の指図に従い、議決権を行使します。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2023年3月27日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である4,230円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の前営業日を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、処分価額として合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上